佐野　裕子　座波　優子　澤上　辰也
塩川　泰子　島田進一郎　清水　繁
清水　卓　白土　文也　神保　大地
菅沼　和紀　杉村　元章　杉森　芳博
杉山　晴代　鈴木　景　鈴木　聡
鈴木　貴和　鈴木　敏雄　鈴木　寛康
鈴木　靖裕　関塚　明子　仙波　史生
高木佐知子　高木　正博　高木　靖
高野　朋子　高橋　健一　高橋　信雄
高良美紀子　瀧川　浩司　瀧川　智昭
武井　久光　武田　彩香　竹谷　光成
田郷岡正哲　田阪まなみ　田島　和憲
田島慎太郎　田代　圭　橘　潤
蓼沼　佳孝　田中　継貴　田中綾太郎
田邉　一隆　谷口　達哉　谷澤　正高
田端　孝規　玉里　友香　多和　宙優
段林　君子　中所　昌司　塚越賢一郎
塚本　一博　辻　明士　辻　亮
津田麻紀子　堤　馨正　綱島　康介
角田　克典　椿　浩明　圓谷　徹
鶴代多賀子　出口　光和　寺田　昌弘
寺田　光邦　土居伸一郎　道場　康介
徳本　和秀　冨田　大　富塚　剛
豊芦　弘　中尾　中　中尾　佳永
永岡　秀一　中川　正義　中北　裕士
中里　航　長瀬　威志　中谷　文彌
長橋　良　永松　裕士　中村　明宏
中村　和典　中室　祐　長本恵美子
中谷　拓朗　中山　敦雄　中山　陽介
鍋島　智彦　二階堂郁美　西　瑞奈
西尾　賢司　西潟　理深　西川　洋司
西下　陽子　西田　直浩　西村　敦
西村　学　二瓶ひろ子　丹羽　錬
野方　洋助　野口英一郎　野田　隆之
野原　正浩　野村　俊介　野矢　伴岳
萩原　佳孝　蓮見　友香　波多野寿哉
馬場　陽　濱口　晴好　濱本　浩平
早川　智也　林　映理子　林　香織
林　満彦　林下　志麻　原　崇之
檜山　正樹　邊　公律　平尾　憲一
平田　香織　平林美沙子　平山　大樹
廣石　佑志　深坂　俊司　福島　成洋
福本　朝子　福本　佳苗　藤井　順子
藤井　毅　藤井　智裕　藤井　呂如
藤井　博文　藤澤　玲央　藤田　佳代
藤原　式子　藤原　稔　冬木　宏武
古川　孝二　古川理彩子　古谷　昭典
外村　亮介　保坂　康介　星澤　栄一
星澤　みな　星野　大輔　星埜　正和
堀岡　和正　堀越　智也　本田　聡
本藤　久雄　前田　香織　前田　知之
前田　芳人　眞木　康州　牧田　奈緒
桝田　泰司　益山　直樹　又賀　輝子
町田　麻美　松尾　和廣　松川　邦之
松本　良保　丸山　優　水内　直之
水野　憲幸　水原　祥吾　箕浦　祐介
三宅　敬英　宮崎　正仁　宮武　淳
宮武　優　宮野　浩臣　三好　啓
三好　英宏　武藤　裕一　村岡　美奈
村上　順一　村上　匠　室谷　和宏
森　俊　森岡　満広　森崎　秀昭
森田　智宏　諸富　健　諸節百合子
八木橋俊輔　矢吹　保博　山内　賢志
山浦　誠治　山川　徹　山口　真由
山口　由樹　山口　遼子　山田　英男
山根　徹也　山根　元寿　山村　健一
山村　行弘　山本　悦子　山本　桂史
山本　泰生　山本真由美　油木　香
湯川　昌紀　吉井　和明　吉田　眞一
六角　麻由　若林　滋樹　若林　功晃
若松　克明　若松　利行　和田　雅明
渡部　礼子　渡辺　慶　渡邊　禎

告示

最低賃金の改正決定に関する公示

宮崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮崎県最低賃金（昭和55年宮崎労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成21年９月14日

宮崎労働局長　永田　有

第４号中「１時間627円」を「１時間629円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和55年鹿児島労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成21年９月14日

鹿児島労働局長　今野　文平

第４号中「１時間627円」を「１時間630円」に改める。

公告

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告

下記１の国有財産は、農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）に売り払うことが可能となったので、旧所有者等において買受けを希望するときは、本日から起算して３箇月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定による買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成21年９月14日

農林水産大臣　石破　茂

記

１国有財産の表示	買収前の所有者の氏名２及び最後に知り得た本籍
東京都八王子市七国六丁目34番４　畑　202㎡	近藤　綸二　東京都目黒区下目黒六丁目1007番地

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告

下記１の国有財産は、農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことが可能となったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して３箇月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定による買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成21年９月14日

農林水産大臣　石破　茂

記

１国有財産の表示	買収前の所有者の氏名２及び最後に知り得た本籍
神奈川県厚木市戸室五丁目1305番２　畑　427㎡	大島　一輔　福島県白河市字馬町11番地

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年９月14日

東北地方整備局長　青山　俊行

１　処分をした年月日　平成21年８月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社岡元タイル　岡元　達　宮城県仙台市青葉区郷六字葛岡38　国土交通大臣（般―18）第17013号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に係る一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年７月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年９月14日

東北地方整備局長　青山　俊行

１　処分をした年月日　平成21年８月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東北富士電機株式会社　嶋﨑　房則　宮城県仙台市青葉区上杉３―３―30　国土交通大臣（般特―19）第8779号